

旧統一教会年内にも政府調査

首相指示「質問権」初の行使

井田文理は17日の衆院予算委員会で、世界平和統一一家團連合（正統一家教）に対し、宗教法人法に基づいて「報告収取・質問権」を行使し、事実関係の把握を試みた。予算委員会で、官邸で永岡桂子文部科学相に指摘。永岡氏は答弁で「年内のむきだなに早いうち」に懇談が行使できるように手書きを認めた」と述べた。

宗敎法人法に望む報告
徵取・質問権の行使が表現
すれば、初のケースにな
る。教団と国民党議員の関
係が次々明らかになる一
方、首相の対応は法令見直

おひ、文部省は教育の下落の
一因になつてゐる。実態解
明をぬき教諭を打ち出す
ことだ、局面を開拓するね
じこもあるといへる。

2面=題余の一策
3面=取り消し権拡大
4面=焦点探録
10面=社説
30面=熱意感じられます

A black and white photograph of a man with glasses and a mask.

衆院予算委員会で、立憲民主党の岡田克也幹事長の質問に答弁する岸田文雄首相=17日、上田圭一撮影

る」とも語った。

永岡氏は「手続までの途中であっても、解散命令を請求するに足る事実関係を把握した場合は、速やかに裁判所に解散命令を請求すること」を検討してよい」と踏み込んだ。

報告権・質問権行使の理由について、首相は、「2016年17年に教團の組織的な不法行為責任を認めた国審裁判所の判決がある」と説明。政府の電話相談窓口と、金銭トラブルや心の健康などの相談が9月30日時点でも700件以上あったことを挙げた。

永岡氏は予算案で、報告権・質問権の行使は向付けていた基本的な考え方を基盤をあらわじめ明確にしておく必要があるとした。有識者会議による専門家会議を設

費者局の有識者検討会は17日、宗教法人「世界平和統一家庭連合(旧統一教会)」について、法人格を認めた。解散命令請求も視野に入れて調査するよう求めた報告書をまとめ、公表した。法制度の見直しでは、寄付に関する新規制の導入などを提案した。

報告書は教団について、社会的に適切できない深刻な組織的な不適切行為があるなどと指摘。一方で、著しく法人格を認めた。反対して、著しく法人格を認めた。行為を警戒する」行為を

など、宗教法人法解説の事由に疑いがあるとしてが報告を求めたたりができる権限をもつた。必要がある」

なつて、法令に違
反する行為を禁
じた場合、該當する
行為を「行便す
る」と規定し、
が明らかになら
ぬなど反対して異
議申し立てた。そ
の一方で、解説を示して考
え方を教えると、
や質問権がこれ
と規定した場合、該當する
行為を「行便す
る」と規定する
文化政策が、何をも
うけるべきか、と考
えられる。この事案は、被
害者側の立場から見
ると、文化政策が、何をも
うけるべきか、と考
えられる。

の違法性を押されたが、専門家によると、刑事事件で、起訴的ないしは起訴的なる立場の場合は、起訴猶豫はむづかしいが、不起訴の場合は、起訴猶豫はむづかじめ、相談の対応の充実を求めた。当事者やその家族のための専門的な相談窓口を設けたいものに、特に高齢の世帯交換する支援を行ふ必要があると指摘した。

解説 請求視野に
有識者提言

から、取り消し権が行使できる期間を現在の5年から

か、佐田とも検討を始めたらしい。しかし話をかじった。その上、「宗教法人審議会」が開かれ、宗教法人の意見を聞き、教団内密の意見を聞き、教団に対する行使の手続きを進めるなどした。「調査報告書」についても検討は、「初めて」の法律が適用される事案であり、或具体的にどこまで適用されるか、「どうなるか」が決まるだといふことだ。

宗敎法人を所管する文化庁は「報告収・質問権」を使い、教団の調査に入ることになる。16年と17年に教団の組織的不法行為を認めた民事訴訟の判決に関する情報を求めるなどして、教団に法令違反の実態がないかを調べる方針だ。民事裁判でも不法行為があったと認めた審議的な説明が求められれば、解散命令を請求する根拠にならうとしている。

また、両者は教団の問題について、報告収・質問権の行使による実態調査と合わせて、被験者や債務者のものとして生まれた「宗教親」の「宗教」への支援のための相談体制の強化、被験拡大を防ぐための消費者契約法などの周辺にも並行して取り組む考え方を明かにした。

教団本部担当者は取材に

の検証では、「あるものを
必ず適用してダメだったら
次に行ひるむこと」は體にな
る體で、やがて「通用し
ません」とか「やりませ
ん」とか。體會を取れた
い」といった表現が複数い
だ。
■
■の由縁だとも法外な値
段で見つづけた靈感説の
対策では、不当な勧説によ
つて契約してしまった場合
の消費者契約法の「取り消
し」(第11条)が適用されない